

本公募は、令和8年3月定例会における令和8年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようするために、予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものである。

このため、令和8年度当初予算が成立した場合は、本公募型プロポーザル方式により特定した事業者と契約を行うことするが、予算が成立しなかった場合には契約を行うことができないため、十分に留意の上応募すること。

なお、契約を行うことができなかった場合に、受託予定者に損害が生じても、本市はその損害について、一切負担しない。

奈留観光案内業務（奈留島港）公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の概要

- (1) 業務の名称 奈留観光案内業務（奈留島港）
(2) 業務内容 別途仕様書のとおり
(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
(4) 履行場所 奈留島港ターミナルビル内 所在地：五島市奈留町泊198番地11
(5) 契約の相手方の選定方法
① 公募型プロポーザル方式により選定する。
② 提出された企画提案を基にプレゼンテーション等審査をする。
③ 審査会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき審査を行い、契約の相手方となる候補者を選定する。

2. 委託上限額

3,674,375円（消費税及び地方税を含む。）

3. スケジュール

公募開始	令和8年2月16日（月）
質問書の受付	令和8年2月24日（火）12時【必着】
質問書への回答	令和8年2月26日（木）
参加表明書の提出	令和8年3月2日（月）17時【必着】
企画提案書等の提出	令和8年3月9日（月）12時【必着】
プレゼンテーション又はヒアリング	令和8年3月12日（木）【予定】
審査・選定結果通知	令和8年3月17日（火）【予定】
最優秀提案者との協議	令和8年3月18日（水）【予定】
選定結果の公表	令和8年3月下旬予定
契約締結	令和8年4月1日（水）

4. 参加資格

このプロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当するもの

- ア 五島市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者（以下「有資格者」という。）
イ 次に掲げる書類を、参加表明書の提出期限までに別に定める期限までに提出し、市長からプロポーザルの参加資格を有することの確認を受けた者

- (ア) 申込日前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人の場合）
 - (イ) 申込日前3か月以内に発行された身元（分）証明書（個人の場合）
 - (ウ) 申込日前3か月以内に発行された次に掲げる税の滞納のない証明書
 - a 五島市市民生活部税務課において発行する市税の滞納のない証明（五島市内に本店、支店又は営業所を有する者の場合）
 - b 五島市市民生活部税務課において発行する法人市民税の納税証明（五島市内に支店間又は営業所を有する法人の場合）
 - c 法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書（法人の場合）
 - d 税務署において発行する所得税、消費税及び地方消費税について未納のない証明（個人の場合）
 - (エ) 暴力団等排除に関する誓約書（別紙様式2）
- (2) 有資格者にあっては五島市工事請負契約等に係る入札参加資格者停止の措置要領（平成16年五島市訓令第57号。以下「措置要領」という。）の規定による指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていない者、有資格者でない者にあっては措置要領別表各号に掲げる要件に該当しない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第2項の規定による申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律大い154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者（同法第41条第1項の更正手続開始の決定を受けた者を除く。）のいずれにも該当しない者
- (5) 本案件に参加しようとする者の中に、資本・人的関係がある者が含まれていない者
- (6) 五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年五島市告示第156号）第3条に規定する排除措置を受けていない者

5. 参加表明書の提出の期限、場所及び方法

プロポーザルに参加しようとするものは、公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）を次のとおり提出すること。なお、五島市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者は、「4. 参加資格」の（1）イの（ア）から（エ）に記載する書類をあわせて提出すること。

（1）参加表明書の提出期限

令和8年3月2日（月）17時必着（郵送により提出する場合は、出期限内に担当課に到達しているものに限り受け付ける。）

（2）参加表明書の場所及び提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便による送付に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達が出来る方法に限る。）により担当課に提出すること。電子メール及びFAXによる提出は受け付けない。

6. 提案書等の提出要請等

参加資格を有することを確認することができた者については、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（以下「通知書」という。）によりその旨を通知するとともに、プロポーザル参加要請所により提案書（様式第4号）及び必要書類（以下「提案書等」という。）の提出を要請する。なお、参加資格を有することを確認することができなかつたものについては、その旨及びその理由を通知書により通知する。

通知予定日 令和8年3月4日（水）

7. 実施要領及び業務委託仕様書に対する質問・回答に関する事項

(1) 質問の方法

実施要領及び業務仕様書（以下「仕様書等」という。）に対する質問がある場合は、質問書（様式第7号）に質問事項を記載の上、電子メール又はFAXにより質問書送信先に送信すること。あわせて、質問書を送信した旨を電話により担当課へ連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話、口頭等による照会には応じないので留意すること。

(2) 実施要領等に対する質問の提出期限

令和8年2月24日（火）12時必着

(3) 質問書送信先

13. 担当課に記載

(4) 質問に対する回答

提出された質問書については、令和8年2月26日（木）17時までに質問者に対して電子メール又はFAXで回答するとともに、同日以後五島市公式ホームページに掲載し、閲覧に供する。この場合において、質問者名は公表しない。ただし、質問の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関係する場合は、五島市公式ホームページには掲載しない。また、質問の内容によっては、回答を控える場合がある。

8. 提案書等の提出期限

(1) 令和8年3月9日（月）12時必着（提出期限内に担当課に到達していること。）

(2) 提案書等の提出場所及び提出方法

担当課に持参、郵送（配達証明付き書留郵便による送付に限る。）その他宅配の方法（郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項に規定する信書の送達が出来る方法に限る。）により提出すること。

(3) 提出書類

ア 企画提案書

イ 企画提案者に関する調書

ウ 業務体制実施調書

エ 企画提案書類

オ 見積書

9. プрезентーション等の実施

プレゼンテーション（ヒアリング）の有無 有

プレゼンテーション（ヒアリング）予定日：令和8年3月12日（木）予定期時、留意事項等の詳細については、別途通知する。

10. 受託候補者の選定

(1) プロポーザル選定委員会は、提出された提案書及びプレゼンテーションを次に定める基準に基づき評価し、評価の結果を基に、受託候補者を選定する。

[評価基準]

審査項目	評価基準	配点
提案者の適格性（40点）	①業務遂行する能力があるか。また、そのための体制が整っているか	20点
	②総括責任者の資格・実績、類似業務の実績等	20点
企画提案書の内容（50点）	③事業趣旨に沿った提案であるか	20点
	④五島市内の観光について、十分な知識を有しているか	20点
	⑤その他魅力的な取り組みの提案があるか	10点
金額（10点）	⑥見積金額とその妥当性	10点
合計		100点

(2) 選定又は非選定の通知

選定又は非選定の結果は、全ての提案者に対し、令和8年3月17日（火）[予定]に通知する。

(3) 最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を委託候補者とする。

(4) 各審査員の評価点の合計が満点の60%以上の評価を得た場合に、当該応募者を委託候補者とする。60%未満の場合には、再度公募を実施する。

(5) 予定評価の公表

評価結果は、五島市公式ホームページ及び五島市役所行政資料室・五島市奈留支所に掲載する方法により公表する。

(6) 業務委託契約

市は、選定された受託候補者と五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）に基づき業務委託契約を締結する。なお、契約締結にあたっては、提案時に参考見積を徴収している場合でも、あらためて本見積書を徴取する。

11. 契約書作成の要否：要

12. その他

- (1) プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る者とする。
- (2) 提出期限までに参加表明書が担当課に到達しなかった者及び参加資格を有することを確認することができなかった者については、提案書等を提出することができないものとする。
- (3) 参加表明書及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等は返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書等は、提案者に無断で参加資格の確認及び受託候補者の選定の事務以外に使用しない。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 次のア及びイに該当する場合は、以後の参加資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 参加資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託候補者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託候補者は受託業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、業務委託契約終了後においても、受託業務に関し知り得た情報を一切漏洩してはならない。

13. 担当課

〒853-2201

五島市奈留町浦1815番地3 五島市奈留支所

五島市奈留支所地域振興班

電話：0959-64-3203

FAX：0959-64-4181

Mail : naru@city.goto.lg.jp